

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 李炯植

本論文は、朝鮮総督府の統治の画期をその特質から四期に時期区分した上で、総督のもとで実質的に政策決定を行っていた政務総監や総督府の部局長級の役職を占めた日本人高級官僚に注目し、人事、政策、統治構想の三層から分析を加えた研究である。これらの官僚を本論文は「生え抜き官僚」と名付け、統監府時代から朝鮮に在籍していた官僚のほか、官僚としての経歴を朝鮮でスタートさせ、その官僚人生のほとんどを朝鮮で送った日本人高級官僚群とした。これまで、個々の朝鮮総督に注目した研究や、総督府の制度的特質を論じた研究はあったが、総督府の中で長期に亘って執務し、総督府独自の政策立案に関与した官僚たちの統治理念を明らかにした研究はなかったといえる。ヨーロッパ諸国と比較した時、植民地支配にみる日本の一つの特徴が、本国政府内に本格的な植民地統治機構を置かずに、出先の植民地官庁に大量の官僚を配した点にあったことに思い至れば、本論文の採用した視角の意義も明らかとなるだろう。

本論文は、序章と結論のほか、1910年から1919年までの「武断統治」期を扱った第一部、1919年の三・一独立運動以降の「文化統治」期を扱った第二部、1924年から1932年までの政党内閣期を扱った第三部、戦時統制期を扱った第四部から構成される。実証面では『朝鮮総督府官報』をはじめとする諸史料をもとに、総督府官僚の、出身地、出身大学、高等文官試験合格年、就任官職と最終官職などを確定し、画期となる四期ごとの人事、政策、統治構想について、総督府官僚の歴史の実態を明らかにした点が高く評価できる。

強力に権力を行使するといった総督府のイメージは崩れ、本国からのさまざまな干渉と牽制のもとで、あるべき統治構想を求めて奮闘する総督府官僚像が描かれた。官僚たちは、武断統治期には内閣法制局から制約を受け、政党内閣期には人事や予算を通じて内閣からの干渉を受け、戦時統制期には本国と植民地を通じた統制を目指す経済官僚からの批判を受ける存在であった。また、論述の対象とされる統治構想とは、実現しなかった理想論ではなく、地方制度改正、民事令改正、朝鮮銀行総裁人事、教育機関拡張など、具体的かつ重要な案件をめぐる登場してきた、内実を伴う実行案であったことも注目される。本論文は、総督府の統治の立体像を実証的かつ魅力的に描くことに成功しており、学界で長く参照されるべき基本的な研究となった。

ただ、個々の官僚の構想を実証的に解明しようとするあまり、同化政策や内地延長など、従来の分析用語との摺り合わせがなお不十分な点など残された課題はあるものの、それは本論文が研究史上に持つ価値を減ずるものではないと考える。よって、本委員会は、本論文が博士（文学）の学位を授与するにふさわしいものと判断する。